

和泊町地域見守りネットワーク連絡会 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「すべての住民が住み慣れた地域で安心して生活できるまち」を実現するために、地域の見守り活動に関わる関係機関、団体等が相互に連携することで抜け漏れのない見守り活動の推進とネットワークを構築することを目的に、地域見守りネットワーク連絡会（以下、「連絡会」という。）を組織する。

(構成)

第2条 この連絡会は、地域見守り活動を理解し、活動への参画を希望する次の事業所及び団体（以下、「協力事業所」という。）で構成する。

- ア 個人宅訪問を業務とする事業所及び団体
- イ 個人宅訪問を業務としないが、町内に店舗を置く事業所及び団体

(協力事業所の登録)

第3条 連絡会への登録は、別紙「和泊町地域見守りネットワーク連絡会協力事業所登録申請書（様式第1号）」の提出をもって登録とし、協力事業所に対し、会員証を交付する。

- 2 同条第1項により、登録した協力事業所において、業務の都合上、第5条に規定する役割が果たせない場合は、別紙「和泊町地域見守りネットワーク連絡会協力事業所登録抹消届」（様式第2号）の提出をもって登録を抹消することができる。

(事務局)

第4条 連絡会事務局は、社会福祉法人和泊町社会福祉協議会（以下、「和泊町社協」という。）に置く。

- 2 和泊町社協は、連絡会の会議を年1回以上開催する。また、協力事業所に対し、地域見守り活動に関する情報提供や研修会の開催等の啓発促進を行う。
- 3 和泊町社協は、協力事業者から提供された情報をもとに、遅滞なく当該者宅に出向く等の状況把握を行い、関係機関等と連携を図り、対応にあたるものとする。

(協力事業所の役割)

第5条 協力事業所は、担当する従業者に対し、地域見守り活動について周知徹底を図るものとする。

- 2 協力事業所は、業務上、何らかの異変または気になる状況を発見した場合は、和泊町社協にその状況を報告するものとする。
- 3 和泊町社協が開催する連絡会及び研修会へ参加・協力するものとする。
- 4 同条第1項から第3項に定める協力事業所の役割は、日常業務上の支障のない範囲で実施するものとする。

(免責事項)

第6条 協力事業所が、誤った通報や通報できなかったことにより、生じた事故等に関して、協力事業所は、責めを負わないものとする。

(守秘義務)

第7条 連絡会を構成する者並びに協力事業所の従業者は、地域見守り活動上知り得た個人の情報、その他秘密にすべき事項を、他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は連絡会の会議で協議し、要綱に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 1月30日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

和泊町社会福祉協議会会長 様

所在地

事業所名称

代表者氏名

印

和泊町地域見守りネットワーク連絡会協力事業所登録申請書

和泊町地域見守りネットワーク連絡会の協力事業所として登録を受けたいので、和泊町地域見守りネットワーク連絡会実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

【申請者】

| | |
|---------------------------------|---|
| フリガナ | |
| 事業所及び団体 名称 | |
| 代表者の職・氏名 | |
| 事務所の所在地 | 〒 |
| ※社協広報誌等で事業者名の公表（ 希望する ・ 希望しない ） | |

【担当者】

| | |
|-------|--|
| フリガナ | |
| 役職・氏名 | |
| TEL | |
| FAX | |

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

和泊町社会福祉協議会会長 様

所在地

事業所名称

代表者氏名

印

和泊町地域見守りネットワーク連絡会協力事業所登録抹消届

現在登録しております「和泊町地域見守りネットワーク連絡会協力事業所」につきまして、和泊町地域見守りネットワーク連絡会実施要綱第3条2項の規定により、下記のとおり、登録の抹消を届け出いたします。

記

| 抹消（希望）日 | 年 月 日 |
|--|-------|
| その他 ※差しさわりのない 範囲で辞退する事由 をご記入ください。 | |

